

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解

—「田地支配要記」の分析—

岡 光 夫

目 次

- 一 地主手作の研究史と問題点
- 二 「田地支配要記」の成立過程
 - 1 著者の家系
 - 2 著者の環境
 - 3 「田地支配要記」の由来
- 三 地主手作存立の基盤
 - 1 地主手作経営の不利
 - 2 地主手作の存在する理由
- 四 小作関係 —小作人の育成—
- 五 あとがき

一 地主手作の研究史と問題点

近世前期の上層本百姓の「地主手作経営」が、享保初期において「零細小作経営」に移行する姿をえがき出したのは、田中丘園の「民間省要」であることは余りにも有名である。彼は寛文二年八王子在平沢村に生れ、宝永

元年四三才の年に川崎の名主で、下本陣の間屋をしていた田中兵庫のもとに身をよせるまでは、八王子在において父祖の業たる絹物商に従事し、宝永四年養父のあとをつぎ名主と間屋になつてゐる。⁽¹⁾ 彼は酒匂川の治水の成功によつて、享保一四年に幕吏に取立てられてゐるが、「民間省要」は享保六年に完成してゐるから、八王子在での絹物商としての農村の見聞と、川崎における一〇数年間の村役人の実務の経験が、もりこまれてゐる。

さて、彼はこの書において「國土の田地と云物、人々其持主の自手作」といふ事は、十にして漸一、二割ならではなき物也と知べし⁽²⁾」と称し、その原因を耕地の「零細錯圃形態」に求め、無計画なる開発によつて、「人我田地入交、遠近心に不^レ任、己れ^レが居宅の邊に斗はなし、よつて最寄に隨ひ勝手に任せて、人我等に田地を預け、地を預りて小作にする多し⁽³⁾」とみなし、さらに田地の売買が錯圃形態による小作を促進すると称してゐる。

かかる原因による小作經營は、享保期のみに生じた現象ではなく、はるか以前から出現してゐるのであるが、この時代の固有現象としては「且亦百姓の田地二十石以上百石余の持高の者、十が一も自分の地を手作するはなし、人を抱へ馬を求て、中々作りしてあぶ物にあらず、小作に預けて他の手より米をとり、其内にて御年貢諸役を勤るなり」と指摘し、二〇石以上の持高の者は一〇分の一も手作する者なく、人をかかえ、馬を求めて、經營して採算がとれないが、それは「人馬諸事入用の外、こやし代夥し⁽⁴⁾」いことによるものと称してゐる。

享保期の大高持の手作經營の困難性については、さらに詳細に検討が加えられており、「古へは干鰯一俵の直段金一両に五十俵、六拾俵もしたるを、今は七、八俵にも売らず⁽⁵⁾」と、七倍以上の値上りとなつたことを強調しているが、これは新田開発によつて稲場が減少し、干鰯に対する需要が増大したことが原因したとみてゐる。価格の騰貴は肥料に止まらず、「百姓の農具せんくわ、まんぐわ、鍬、鎌等の類、近年鉄高直に成て、古へ三百文

説
にて鍼一挺買たるも、今は七、八百文と成⁽⁶⁾り、農具類は二・五倍である。馬については「百姓馬といふ物なく
てはならず、是又近年段々馬の直段も高直に成、古しへは一両より二両迄の馬にて、自由に用事を達し来りし處
に今は其位の直段の馬はなし、……歳六、七歳までにて十両より内はなし」⁽⁷⁾とあり、これも三倍余となつてゐる。

かかる物価の高騰の原因について「民間省要」は「畢竟は金の徳薄く成り、古への一両には今の一両も不レ及、
古への百両は二百両余と成て国土にみち、殊に古より納れる官庫の金迄もき出されて、山の奥海の果までも、至
らぬ限もなく遊行し、……さして金の光り貴からざるに似たり、世上の物はむかしにして、金独り其位を下る故
に、天の理によつて一切の物、売買にくらべて一倍と成る」と称し、貨幣改鑄による品位の劣悪化とその数量の
増大を指摘している。

手作の困難の大きな原因として、年俸労働について指摘している。「近年そろゝと變じて、世と共に食事も
よくなれり、田方は尚以て分に過てよし、併自身の百姓は、身の欲勝手たるにより麿食を用て始末を心とすとい
へども、下人を召仕程の百姓の分、食事の善過ぎたる迷惑は、適々古への事を用て粥をくれ、糧を強く入るれば、
下々の奉公人いつしか、口肥て其家へすむ者なし、仍て無^ミ是非^ミ世上の驕につれて、夫食宜敷く頭立百姓の困窮
と成、爾のみならず、三十年以前迄は、田舎の下男上々吉の分、一ヶ年金三分位が給金の峰たりし、其次は二分
内外にて抱へ、下女は機をも織り糸をも引き、収納物も達者にして二分二朱位、扱は一分迄も抱へ、年季者は三
両も出せば、一分、二分漬して、五年を召遣い、跡は不^レ残返り金となり、長年季に一分、三分かしては、順々
に人遣ふ種とせしに、今は引替て男は上中によらず、今凡てのしませしての上に、一年に二両より三両迄、女も
それに準じぬ、馬士の類尚以夫に倍しな⁽⁸⁾と称し、元禄初年の四倍となつてゐる。

労働力のかかる事情の変化は、余業の増大により奉公人の払底が原因していると、次のように見做している。すなわち、古に紬一疋織て金二分未満であったが、近年は一両余となり、沓わらじ一疋造るに、むかしは四、五錢であったが、今は八、九〇錢となり、木綿、糸織等すべて一倍余となり、何をしても渡世し易く、氣の詰る奉公より、心易きかせざして渡世をおくることができるというのである。⁽¹⁰⁾

このように肥料が七倍、農具類の二倍余、馬の三倍、労賃が四倍になり、軒並に生産費が高騰したことが原因として、手作經營が減少し、小作經營に移行したと指摘している。

「民間省要」の地主手作の減少に関し次の三つの代表的見解があらわれている。

古島敏雄氏⁽¹¹⁾は、元禄期の地方書の「豊年税書」「才藏記」「耕耘春秋」等にえがかれている經營例が、一町から三町前後の規模をもち、四、五人から一〇人に及ぶ年傭労働を有しているところから、これを一町前後の家族労作經營に先行する經營形態として、これを「地主手作經營」と称し、近世前期の本百姓の典型的經營と見做した。

この典型というものは、氏はさらに『日本農業技術史⁽¹²⁾』において、算術平均的な意味での村の代表というのではなく、最も数多く存在するというのでもなく、領主の立場からみて、当時の生産力の最高度を示すものであり、それらの生産力を基軸として全生産力の向上が計られるものとしての本百姓上層であり、貢租の増徴・確保を希望する領主・村役人の眼に最も強く浮び上つてくるものとしての意味をもつていたもので、どの村でも数戸ないし一〇数戸存在し、村落結合の中核をなしていた。

これらの經營は何れも主穀經營であり、自給的色彩が強く、田の裏作と畠の雜穀で生活を支え、米は年貢とし、わずかの残額と、商品作物を売つて、給金や購入肥料の支払にあてていたと称している。

この手作經營が小作經營に移行する過程を、氏は當時日本における地主発生の原型とみなした。すなわち氏は「民間省要」を主たるよりどころとして、手作經營が、都市の發展によつて勞賃が高騰し、さらに肥料・農具の価格の騰貴が地主手作の經營規模を縮少させ、小作經營に移行したと見做し、地主手作經營を支える基盤を自給經濟に求め、その解体過程に小作が出現するというのである。

古島氏は地主手作が、日本におけるブルジョア的經營の典型と考えられていた當時の見解の批判として、むしろ地主手作が零細小作經營に先行する時代に支配的にあらわれ、幕末において後進地に残存する經營として、そのブルジョア性を否定したところに特色がある。⁽¹³⁾

次に、安良城盛昭氏は古島氏を批判され⁽¹⁴⁾、地主手作經營は、村内において最も上層に属し肥料・農具価格の騰貴に対し、最も耐え得る階層に他ならない。とするならば手作地主より遙かに經濟的余力も少なく、生產力が劣悪な小作農民が、不利な農業事情のもとに、手作經營にもとづく収益より遙かに有利な高額小作料を、如何にして地主に保証し得たであろうかと疑問を投げかけ、それは徳川初期に名主の系譜を引く手作地主層が、深耕に適応せざる長床鋤を使用したのに對し、小農民の小作層が深耕可能な鋤を使用し、有肥農業のもとで深耕にする鋤を使用した小農民經營が地主手作層を圧倒したことによる、ユニークな仮説をたてた。

古島・安良城両氏のあとでは、羽島卓也氏がこの問題に関心を寄せている。氏は安良城氏に対し、長床鋤の深耕に優るほどの鋤の改良が進んだ時期は少なくとも近世中期以降のことと、おそらく幕末から明治初年であるとして、明治十四年の「農談会日誌」の大和国式下郡の一農民の報告による畜耕に対する鋤の深耕性の記事を指摘している。

若しも地主は手作するよりも、小作料に寄生する方が有利であれば、おそらくかつての地主手作は急速に消滅したであろう。ところが、「民間省要」に示されている関東や「粒々辛苦録」の地盤をなす越後地方の農村で、かなり多数の地主手作経営が明治期に至るもなお存続していたから、右の史料の記載内容の史料批判の必要がある。

そうして氏は近世中期以降、商品・貨幣経済が農村に大規模に侵入し、それによつて農民層の貧富分解を伴い、広範な土地取奪の進行に地主・小作関係の展開となつてあらわれ、こうした事態の中では一部の手作地主が手作をやめ、完全に寄生地主ないし商業・高利貸資本家となつてしまふ個々の事例が、殊更に当時の農書・地方書の執筆者の眼に大きく映じたのである。そうではあるが、一方近世中期以降も多数の手作地主が小作農民の經營規模よりも大きい手作経営を続けていたにちがいない。そうでなければ、大規模な手作経営が存続するはずがないといふ地からの作徳を上まわつていたにちがいない。そこでなければ、大規模な手作経営が存続するはずがないといふ

のである。

氏によれば、近世中期においても地主手作経営の方が小作農民の經營よりも高い生産力的基礎の上に立つてゐたであらう。しかるに近世中期以降の地主手作経営の縮小化、および寄生地主的土地位所有關係の展開があつたのは、手作地主の限界規模があつて、これをこえる經營拡大は単位面積当たりの収益の減少をもたらし、近世中期以降の多肥集約的農法の發展は、近世前期の限界規模よりも縮小化せしめ、さらに労銀、肥料、農具価格の値上がりが、この傾向に拍車をかけ、そのため手作地主層にとって手作地の一部を小作地にまわす方が有利になつたのであらう。地主手作の適性規模が縮小化されて、昔ながらの規模を存続すれば、その經營から生ずる収益は、小作地からの作徳に比べてひきあわぬものとなつたのであると結論づけている。

地主手作の小作經營への移行に關し、「民間省要」をふくめて以上四つの見解を紹介したのであるが、この稿の考察との関連において若干の問題にふれることにする。

「民間省要」の一反当收支計算によれば、⁽¹⁵⁾支出のうちで最高を占め、全收穫米一石五斗の四八%にあたる七斗二升を支出している二四人分の扶持切米に注目しなければならない。地主手作の労働力は「下部の男女召仕の奉公人払底にして、武家方は勿論在々に至る迄、還て事の欠けたる世となれり、いかなる故ならんと、近年人の評する所となり、是第一世上の奢より出たるか、抑奢りと云ふは、近年世界の金沢山に成行き、力を不竭身を不勞して、金もふけの仕候、家業をはなれて渡世仕易きにより事起れり」と称し、奉公人不足しているが、その原因は金が沢山になりゆき、あまり勞せずして金もうけができ、家業をはなれて渡世し易きことを重要視している。以上のように著者は、労働力不足による労賃の高騰の原因を、雇傭機會の増大に求めているが、それに伴つて

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

農村の変化があり、すなわち労働力の緊縛度のゆるみを生じ「家業をはなれて渡世」することができるようになつたことに注目しなければならない。さきにもみたように元禄初年までは「年季者は三両も出せば、一分、二分漬して五年を召遣ひ、跡は不残返り金となり、長年季に二分、三分かしては順々に人遣ふ種とせしに」というのは農業以外に生業のない元禄初年までの段階での労働形態である。

身代金三両を貸与し利子にあたる一分、二分を労働力をもつて相殺し、あとは身代金を返済しなければならないといふ、いわゆる「質券労働」は人身の年期売であり、享保期の「年季奉公」に比して賦役的性格が強く、従属労働が自立直後に旧地主との間、または自立度の弱い小農民経営が、地主手作経営に対し放出する労働力である。地主手作経営はかかる労働力の存在に対応する経営である。「質券労働」がこの地域において享保期に先行する時代の労働形態であることは、村方史料にも散見され、武藏多摩郡村山村の次の史料にもあらわれている。⁽¹⁸⁾

請 状 之 事

一、ミツと申女子しち物ニをき金子取方毫分貳両かり申候、年期之儀者たツノ三月をノ極月廿八日まで九年相定御奉公ニ出し申所実止也、年き極罷出候内右之式両金子進上候彼ノ女子無相違御隙可被下候、此女子わざるかまい申候ハ、我々罷出申わけ可仕候、年期之内請出し申間敷候、取逃欠落申候ハ、其品々を以わきまへ彼ノ女子尋いたし、御奉公為致可申候、しきせの儀者冬一年ハぬのこ、一年ハあわせ、夏かたひら一ツ御させ可被下候、為後日仍而如件

慶安五年辰ノ三月十五日

下吉見窪田村
人 主 九 左 衛 門 ㊞

論

九郎兵衛殿参る

地主手作の減少の主たる原因是、兵農分離と小農制の確立を目指す幕藩体制の展開の当然の帰結として、地主の労働力の給源がうばわれたことに注目しなければならない。かかる現象は享保期以降ますます激しくなり、享保一八年以後と思われる武藏国荏原郡八塚村の「村鑑帳」に次のように示されている。⁽¹⁹⁾

近來ハ百姓奉公人殊之外私底ニ付、給金至而高直ニ相成、耕地之稼ニ而ハ引足不申候、依之近頃ハ大高持仕候百姓、奉公人給金高直シ故、年肥之代引負ニ罷成、農業渡世斗ニ而ハ取続兼、難儀仕候と称し、この例では大高持の百姓が、奉公人殊の外私底し、給金いたつて高直になり、農業ばかりで渡世できず、他業を兼ねてゆく姿をえがいている。

次に、安良城氏は小農民の小作農の生産力が、地主手作経営の生産力を圧倒したものとして引用している史料の利用に疑義がある。⁽²⁰⁾

その一つは「民間省要」からの引用で「小作のみにて世を渡る者多し、この外に渡世なきゆへ、昼夜得もねず、夫婦男女の子供ひたすら精出すを以て、結句少々田地所持の百姓にまさりて、見事に過ぐるものあり」という少々田地所持の百姓⁽²¹⁾といふのは地主手作ではなくて、零細自作農民といふべきであろう。

他の一つは「田地多く持たる百姓人を抱て手作し、又小作に預け取る所の作徳に較べ見るに、手作方遙に劣りて損なる故、世上皆小作人に預る事に成しなり、扱小作人も預り作りて益少しと雖も、其所に生れて田地も持ざれば外に稼もなく、身の油を絞り自身の骨に代て人に遣はるゝ者の一倍余も作り、肥しを辛苦して取り其作徳

を以て漸々渡世するなり」という「粒々辛苦録」の記載をあげている。⁽²⁾

「粒々辛苦録」は越後の農書であるので、その内容は越後の記述を基本にしているが、諸々に「民間省要」の上編卷之五、「第三十三百姓四季の産」とほぼ同文の記載が散在し、しかもその活用の仕方に不適切なものがあり、前後の文章のつながりを無視し、原著者の意を十分に汲んでいないきらいがある。該項も「民間省要」にはば同文の記載があり、この記載の前文は「民間省要」では「凡耕作の根元は皆養ひなり、是を号してこやしといふ」⁽²³⁾という要約して表現にあらわれているように、肥料の重要性を説いており、「粒々辛苦録」の末文にあたる部分は「小作人も又作りて益すくなし」といへど、其所に生れて外に作業なし、身の油をしづり自身の骨にかへて、人に遣はるゝ者の一俵余づゝ多く作り、糞しも辛苦して取入、其余慶を以て、漸く渡世することにて察し知るべし」⁽²⁴⁾となつており、地主手作の収益が、小作に預て取る小作料収益にくらべてみて、手作の方がはるかに劣り損なるものあるのは、こやしを十分やらない地主手作經營に比し、小作層がこやしを辛苦して取入るからであるというので、こやしの重要性を説くための例証と解すべきであろう。

これと関連し次に肥料について「民間省要」をふたたび検討すると、「田地を作るの糞し、山により原に重る所は、糞を専ら薬用で田地を作るなれば、郷村第一糞場の次第を以て其地の善惡を弁べし、近年段々新田新発に成尽して、草一本をば毛を抜ごとく大切にしても、年中田地へ入るゝ程の糞たくはへ兼る村々有レ之、古しヘより糞の馬屋ごへにて耕作を済したるが、段々金を出して色々の糞しを賣事世上に専ら多し」と称し、新田開発にともない糞場をうばわれ、その結果は購入肥料を使用しているが、前に引用した通り需要の増大によつて「こやし高直にして多く作ること不叶」⁽²⁵⁾といふのである。

当時の南関東の施肥の状況を、村明細帳をもつて検討してみると次の通りである。

享保五年武藏国豊島郡閔村⁽²⁷⁾

- 一、馬草之儀所々道端烟之畦ニ而芝々ニ而刈候へ共、不足分ハ他村へ参相応ニ金子出シ如來申候
- 一、田畠古屋敷⁽ⁿ⁾之儀江戸下こひ灰付上、萱草馬やこやしニ満^ト用申候
- 一、稻作之跡ニは麦作仕不申候、下こひ七駄武貫百文
- 一、田堀反灰壱駄四百文
メ錢三貫五百文 馬やこひ五駄壱貫文

元文二年武藏国足立郡染谷村⁽²⁸⁾

- 一、田畠肥之義ハ干か・酒粕・荏かす・こねか、灰・馬屋肥遣申候

同村は「米穀之義、岩付村・鳩ヶ谷町へ持参売申候、前載物（長いも・つくね芋・唐辛）之儀ハ江戸下谷金杉又ハ神田へ持参売申候」とあり、若干商品生産にむかっている。

元文二年武藏国葛飾郡蘿塚村⁽²⁹⁾

- 一、田畠肥之儀ハ干魚・下肥用申候

- 一、大麦・大豆・小豆江戸江出シ売申候、時節ニ越ヶ谷町市場ニ而売申義も御座候

武藏国荏原郡八幡塚村⁽³⁰⁾（享保一八年以後と思われる）

- 一、肥之儀ハ田畠江戸こやし、鰯・メ粕等多く用イ、其外海草相用イ申候、用壱反ニ付メ粕壱石程、下肥四拾荷程入申候、畠壠反ニ下肥廿五荷ツ、も相用イ、無左ニ而ハ作毛出来兼申候、近年諸肥直段至而高直ニ而引合不申難義仕候

当時の江戸周辺の村落においては、「民間省要」の説くように、購入肥料の下肥・木灰・酒粕・荏粕・糠・干

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

- (1) 松原 晃 「近世農功伝」一七三～一七五ページ。
(2) 田中丘隅 「民間省要」日本經濟大典第五卷五五ページ。
(3) " " " " " 五五ページ。
(4) " " " " " 五五ページ。
(5) " " " " " 三四ページ。
(6) " " " " " 三五ページ。
(7) " " " " " 三五ページ。
(8) " " " " " 一〇一ページ。

鰯等を使用しており、その貨幣を得るために長芋・つぐぬ芋・唐辛等の蔬菜や、米・大麦・豆類等の穀類を江戸に出しており、「近年諸肥直段至而高直ニ而引合不申難義仕候」と称し、「民間省要」を彷彿させる記載がある。労働力の給源をうばわれた地主手作は、労働力不足に対処して從前の規模を維持するため、農具の改善の方に向に向わず、自分自身その規模を縮少して小作に預け、その結果は零細經營の家族労作經營を出現させたのであるが、零細規模をもつて家族の再生産を可能ならしめるには、単位面積当たりの生産性を高めなければならず、その結果多肥農業に移行し、かかる変化のなかで採肥労働力を欠き、從来と同様の自給穀作の粗放農業を維持する地主手作よりも、集約的な零小作の方が生産力がすぐれている例を、すでに「民間省要」にみた通りである。「民間省要」はすでに述べたように、享保期の南関東の農村事情を解明したものであり、地主手作經營についての唯一の記述であったが、筆者は偶然の機会から丹波国船井郡保井谷村において自ら地主手作を經營し、小作經營に移行しつつある江戸中期において、經營者としての見解を述べた「土地支配要記」を入手したので、以下の書の分析を試みる。

説論

- (9) " 一〇一ページ。
- (10) " 一〇二ページ。
- (11) 古島敏雄「元禄前後に於ける農業經營の規模と時代的特質」歴研第一〇一号（昭和一七年）のち『近世日本農業の構造』に所収。
- (12) 古島敏雄『日本農業技術史』下巻四九八ページ。
- (13) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的意義」歴研第六七号（昭二九年）。
- (14) 羽鳥卓也「幕末維新」社会経済史学第二〇巻四・五・六合併号（昭二九年）この号は「戦後における社会経済史の発達」を扱ってい
- (15) 田中丘隅「前掲書」三一一三二ページ。
- (16) " 九八一九九ページ。
- (17) " 一〇一ページ。
- (18) 明治大学文学研究所発行『武藏国多摩郡小川村小川家文書』刊行本八四ページ。
- (19) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』二六〇ページ。
- (20) 安良城氏「前掲稿」
- (21) 田中丘隅「前掲書」五六ページ。
- (22) 著者不明『粒々辛苦録』小野武夫編『日本農民史料聚粹』第四卷所収一一七一一八ページ。
- (23) 田中丘隅「前掲書」一四五ページ。
- (24) " 一四六ページ。
- (25) " 三三一三四ページ。
- (26) " 一三九ページ。
- (27) 東京都練馬区発行『近世練馬諸家文書抄』井口家文書一二五ページ。
- (28) 野村編著「前掲書」三八〇ページ。
- (29) " 三三一ページ。
- (30) " 一五九ページ。

二 「田地支配要記」の成立過程

1 著者の家系

「田地支配要記」をしたためた山内重右衛門の家柄については、村方文書の散逸や当家がすでに移転して在村しないために、その詳細を知ることができないが、彼が「田地支配要記」とともに書き残した「耳孫教訓」の第四巻に次の通り記載している。

抑先祖此地に住居しぬひし事ハ、織田信長公の全盛の時かとよ、羽柴策前守秀吉ニ攻落され、西国る落人となりて、主従三人かちはたしの躰ニテ爰に來り、繼に四、五両の金子を携へて百姓と成りぬへる也、此地にて山内三太夫定重公出生しぬひたり、今ニ有所之大杉を指木ニ仕ぬひしゆへ、先祖の思ひ込でさし給ふ木なれハ代々龜末に仕ぬわすとに有候也、凡享保一四、五年の頃迄一百有五六十年に成ど、おもほへ伝候、予か前七代ニ當れり

というものであり、この伝承によれば著者の七代前の先祖は、天正年の初に秀吉に攻落されて、西国より落人となり当村に来り百姓となつたと称しているが、その真偽のほどはわからない。というのは丹波の旧家においては、村の開発の伝承よりも、戦国時代末期来住説を有するものが割に多く、⁽²⁾ 兵農未分離の時代まで名主として戦闘に参加した家柄が、兵農分離後に百姓として定着したことを、落人に結びつけたものと思われる。

この落人として来村したと称する人の孫にあたる山内又兵衛とその後の系譜について、次の記載がある。
定重公の元子を山内又兵衛定家公といひ、後には入道しないて宗心居士といへり、思慮深く前知ありて耕作の方ニ功者にて、沢瀉・ほふづき・蘭を此國ニ而作り始めへり、沢瀉の種は福知山城の外堀ニありしを求めひし也、ほふづきの種ハ武藏の国



山内家のやしき跡、中央の框の内は古井戸（昭和43.5.15撮影）



山内家のあった保井谷村の現景（昭和43.5.15撮影）

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

る求めひし也と、今此國に有も、其種ながく未人不知時にて、価ひ高直ニなん有たかく、然るに下人の中に不忠の者有て種を盜ミ、高直ニ売弘めしゆへに、夫ち國中にひらまりしなり、鎧を遣ふ事をひるめへり、萬の細工ニ器用なり、毎年二月三日に祭立べし

宗心公の元子山内九郎兵衛定綱公といふ、在力強く八分の弓を引ぬふなり、取たもふ弓の印可今ニあり、立花を好めひて花をよく生給いしとなり、威有て猛く不幸短命にて天死しめふ。

定綱公の宗子を山内三太夫定正公といふ、後には禪門と成めひて、宗懸居士と申奉りし也、此屋敷を大いに普請しめひ、大福有にて近在に高七百石余りを買取めひ、今井脇付に六拾石残れり、此時其名國中に隠れなく、福有と器量を以鳴めへり、その器量とこつがら千万人に勝れめへり、昔ハ当村をは^(ほ)路谷と書しを保井谷と定正公御改有し也、御地頭より御頼有て代官職を勤めいし也、（中略）毎年十二月十九日子孫あらん限り祭立べし、此後は親死去して夷内父母の功有し事、行跡の可否孝心として少も不莊有しまゝに記し置べし、必々急るべからず

山内又兵衛の時代に沢瀉^(おもだか)ほうづき、蘿等の作物を領内に導入し、九郎兵衛を経て三太夫の時代に屋敷を普請し、近在にならび者なき高を集積し七〇〇石を得たと称しているが、他の記録によれば一〇〇石程度と思われ、旗本嶋家の代官となつたが、後に原因不明であるが所追放となつたこと「耳孫教訓」の第三巻に次の通り記録して いる。

竊以に家門の中画三家有に、両家は跡方なく絶はてゝ家屋敷ハ他人の畠となりぬ、当家計り残ル処也、然ルに亡父宗懸公は御地頭に仕官なされししたる罪も無くて讒人の為に所追放にあい再度帰り給わす、如何なる故にや兄弟家とも五人罪無くて所に帰る事を得す、唯一子老人名跡に残ルといへとも、夫さへ昔にくらふれば二十の其一つにて有か無かの如く也、当家滅亡の時節爰に到り今すてに絶なんとする大切の時節也、（中略）我家如斯なる事其根本を勘るに、毎度只一筋の利を以て慎ミかるく

上下尤也と感心する程の理にてあらざるゆへ、上に立人欲にふけり、（中略）此後とても又毫筋に理を以て慎無くは又必禍來り終には家滅亡すへし、子孫ふかく恐れ慎ミぬべし

論

重右衛門は三太夫の子供であるが、一番末子でしかも兄達と母を異にし、幼少の頃精神的な悩を有し、「耳孫教訓」の第五巻に「予十二才にして慈母離れぬひ、慈父おわしまし候れとも、我独り別腹にて……末子として宗領を繼ぎ当家の主と成れり」とある。

さらに当家の後代について「浮世の有様」⁽³⁾において記録され、天保元年一二月に「丹波の保井谷といへるは、杉浦若狭守(誤)と云へる旗本の陣屋有り、米賈占めの事にて一揆起り、九郎兵衛と云ふ者の家を打碎き、処々大に乱妨せしといへり」とあり、この頃当家は酒屋をしており、米賈占をしたので打こわしをうけた。

2 著者の環境

山内重右衛門を育んだ保井谷村は、京都府船井郡の北部に所在し、京都から龜岡・園部を経て綾部・福知山に至る街道に面し、幕末に旗本島藤左衛門の所領であり、明治五年に戸数二九戸で田畠合せて三〇町歩、平均一戸一町、山林一五町歩で平均五反となつてゐる。

田畠の構成をみると田が二三町五反余で八〇%を占め、畠は六町四反八畝で二〇%にあたり、明治三九年の統計では自作地一四町、小作地一四町一反で割合は両者等しく、田のうち裏作可能地は九町であり、他は一毛作田であり、多くは排水不良なことが裏作を阻む原因をなしてゐる。当時の田の反当収量は一石七斗である。

全村民の経済状況は第一表の通りであり、土地を有せざる者は一戸で、五反以上が半数を占め割に所有が多く、

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

第1表 明治5年保井谷村全農民の経済状況

	田	畠	屋敷	計	山林	牛	家族
1	山内九郎兵衛	反 83.803	反 12.212	反 5.008	反 101.023	反 50.910	1 7
2	山内重右衛門	48.301	6.301	1.226	55.828	10.812	1 8
3	吉野源左衛門	6.020	5.425	0.011	11.526	5.322	1 5
4	吉野安右衛門	6.701	3.505	0.600	10.806	6.100	1 6
5	山田佐七	7.100	3.306	0.200	10.606	5.715	1 6
6	竹内喜助	7.316	1.912		9.228	3.215	1 5
7	山内善五郎	6.107	1.326	1.309	8.812	2.200	1 9
8	竹内勘兵衛	7.522	0.921		8.513	10.712	1 8
9	山田多蔵	4.807	2.903	0.500	8.210	3.100	1 7
10	竹内菊之助	5.912	1.203	0.613	7.728	4.000	1 5
11	山内善右衛門	5.303	1.825		7.128	4.800	1 4
12	野村政男	5.324	0.927		6.321	1.000	1 4
13	竹内弥市	5.023	1.103		6.124	5.700	1 10
14	野村幸助	3.325	1.113	0.700	5.208	3.005	6
15	野村三蔵	4.619	0.421		5.110	2.310	4
16	橋本仲蔵	4.400	0.315		4.715		4
17	吉野佐太郎	2.506	0.615		3.121	1.900	6
18	山崎いさ	1.100	1.615	0.400	3.115		1
19	野村いち	1.321	0.403	1.012	2.806	1.600	4
20	吉野亀吉	1.911	0.400		2.311		6
21	黒田喜兵衛	0.520	1.424		2.014		7
22	細見久兵衛	2.000			2.000	3.800	6
23	鈴木新蔵	1.603	0.324		1.927	0.815	1
24	鈴木九蔵	1.906			1.906	0.815	1
25	細見嘉助	1.424	0.300		1.724	2.905	6
26	山内儀右衛門	0.209	1.301		1.510	1.800	5
27	黒田清吉		0.927		0.927		3
28	細見辰之助	0.909			0.909	1.520	1
29	田中市之丞			0			3
	村持(役人支配)	8.427	0.327	0.200	9.024		
	寺持(〃)	0.424	1.606	0.927	3.027		
計		235.220	64.814		300.104	151.621	13 126

最高が一〇町歩であり、六戸を除いて山林を有し、六反以上を有する一三戸は牛を有している。

「田地支配要記」の著者の山内重右衛門は、この書の執筆の後は隠居し、後の長男九郎兵衛が本家をつぎ、次弟と思われる者が隠居の家を繼承して襲名しており、明治五年においては本家は一〇町歩、分家が五町五反で村の第一位と第一位を占めている。

3 「田地支配要記」の由来

「田地支配要記」は「耳孫教訓」七冊のうちの一冊であつて、その作製の年代は詳でないが、安永の初年と思われるので、記載の内容は江戸中期の事情であり、重右衛門の遺書による家訓⁽¹⁾であることは、「耳孫教訓」第六巻の巻末の次の記載によつて知りうる。

予子孫繁昌を希心深く、不敏不肖のつたなきを忘れ止事を得ず、死後の書置を成て七冊に分ち、其名を「耳孫教訓」と号て子孫ノ為ニ是を残す、子孫よく勘ミテ是をゆるかせニせず、よく勤行ひ給われ、仮令予か子孫たりとも、是を行わず候者ハ予か子孫ニあらず、子孫有とも無きか如く、聞て行ふ人ならハ他人といふとも子孫ニ全く、予学才もなく道をも不学惡なき筆のおひにあやまつら多うなん、必他見有間敷也、只予か耳孫において明哲の君子を得て必是を全せん事を希而已（下略）

今 重右衛門定次（署押）

山内九郎兵衛殿

子孫之歴代

「耳孫教訓」六冊および他一冊の「田地支配要記」も原本ではなく、後に隣村の井尻村境重好なる者がこれを貸り受け、その写本を今に伝えている。この写本の第一巻の巻末に重好の次のよきな記載がある。

此六巻之書冊者、時安政七ニ而萬延元也庚申年春ヨリ秋迄ニ写立居候處、同十一月十三日夜細尾峰ら須知辺迄ノ間乱妨一搢発里、所々家ヲ漬候節當家江も入込、諸道具家財不残打碎書物等川ニ流、地辺ニ踏付候節此書も同様の時散し候を、漸拾ひ集置候もの也

この書を写した萬延元年の一一月一三日船井郡の一三カ村をおそつた一揆があり、二四軒の在方商人が打こわしにあい塙家もしうげきをうけ⁽⁵⁾、諸道具、家財残らずこわし、書物等も川に流し、あるいは地にふみつけ、この書も散らせしものを、それをあつめ復原したと称している。

著者が「耳孫教訓」を執筆した動機は、さきにも述べたように、父が所放となり、兄弟も同罪で郷里に帰ることができず、末子の著者のみが名跡を継ぐために残されたが、父が利のみにはしりかかる災難にあつたので、その反省を記録に止め家運を復興しようとした。ところが當時労働力の問題から大きな地主手作経営が困難となつており、規模を縮少して小作經營に移行したが、この地域ではまだ小作農の自立經營が定着せず、恒常的に小作料をうることが普通の状態では不可能で、小作人の育成に地主が配慮せざるをえず、また返地によつて地主の手作規模が拡大することを防止するためにも、小作の自立が必要であり「田地支配要記」を特別の内容のものとして作製した。その当時著者は「予も四十年の春秋を送りむかへ、五十年近く到今」という年命になつてゐる。著者は商品作物や商業などを導入することをいましめ、「稻作重視の立場にたつており、「耳孫教訓」第三巻に次のような記載をしてゐる。

仮令商売をなすとも、農家に生れ田地を所持せハ、先耕作の事をねんごろに知り得て、稻作る事に専ら心を用ひて、如才にす

へからず、若四十石余の高を持ながら、利有とて他の物作りに心を寄、亦商売のみにて稻作に如才ならハ、跡家富共本を失ふ故に終にハ家を亡すべし。

(1) 『耳孫教訓』は『児孫教訓』と思われるが、全体で七巻からなつており、そのうちの一巻が『田地支配要記』である。他の六巻は処生訓生活訓ともいべき内容で、和漢の古典を引用しており、著者は草深い辺境の地にありながら相当の教養を積んだ人と思われる。

(2) 吉川秀造編『近畿郷土村落の研究』七ページ。

(3) 著者不明『浮世の有様』国史叢書本第二巻八五ページ。

(4) 江戸時代の農業技術や經營の伝授を遺書とし、家法ないしは家訓として子孫に伝えていたる例が多く、筆者は近い将来かかる無名の農民の家法によって、農業技術史を究明しようと思つておる。その一部は数年前に河内の綿作地の八尾木村で木下清左衛門の『家業伝』を発見し、当家の耕作帳を分析して、家業伝の内容をたしかめた(『近世農業經營の展開』ミネルヴァ書房)。

ちなみに主たる家法を紹介すると、長野県佐久郡の片倉村の依田惣蔵は宝暦一〇年に『農業全書』を書いており、これは農業技術のみならず、下人の規制や待遇・家訓・納戸方の味噌・醤油・納豆・漬物等の製造法や酒造にまで及んでゐる。同郡の志賀村神津家においても「家法規矩算書」が文久年間に作られており、内容は農業技術の他に家来食事算がある(佐久郡の二者は『北佐久郡志資料集』に所収されている)。関東の例では、相模國上相原村小川家で文化一二年「社稷進繩録」、文政九年「農業進繩録」が作製され、「家の規矩とす」と作者が称し、家法として農業技術を伝授している(『相模原市史』第五巻所収)。東北では秋田において、天明五年に長崎七左衛門により「老農置土産」が作製され、苗代に力点をおき、凶作に対する関心が払われ、また彼には『農業心得記』の農書がある。また秋田の山本郡切石村の佐藤半三郎は「農家道しるべ」を天保一五年に完成し、子孫に自分の実験を伝えている(秋田県史資料近世編上)。

(5) 万延元年の船井郡の一揆については拙稿「城下町商業の推移」(同志社大学経済学論叢第一〇巻第三・四合併号)を参照されたい。

三 地主手作存立の基盤

1 地主手作經營の不利

享保以降から安永期までの事情を、叙述したと思われる「土地支配要記」には、まづ注目すべき次の指摘がなれておる。

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

田地持之御地頭様へ、御年貢相納候事ハ元來其余分有之候候間、石數高之多程心安く可立等也、然ルに庄屋を預見れハ少高之百姓者御年貢心安く相納候が、結句大高持之百姓程御年貢ニ手詰リ難儀被致候なり、是ハ見る時ハ兎角ニ御年貢ハ難立者かなすなわち領主への年貢の納入は、余剰を生ずる可能性の大なる大高持ほど容易なはずであるのに、庄屋をあずかってその事務を担当してみると、小高の者ほど容易に納入し、大高持ほど難儀していると称し、大高持の地主手作経営が、年貢納入に苦慮していることを物語っている。そして、どれほどの面積が地主手作として適性であるかということを検討しており、次のような結論に達している。

大身、小身とも此地ニ而者下男二人斗リ抱置、手作三百刈程致可然^ニ存候、若下百姓より候ニ付、地元之旦那も精出し、下男と一所ニ相勤申候ハヽ、下男三、四人も抱置五、六百刈迄ハ作り候共可宜存候、他国之大百姓と申候者、高も何百石以上之支配被致候由、故ニ下人も多く召抱へ被申候由承候へ共、爰元ニ而者山中之せまき所ニ而、元百姓も小ク、先ハ兎角ニ手作ハいい不申預ケ候方可徳成なり

この地域においては大身、小身ともに下男二人ばかり抱えて、手作高一五石が適性であるが、經營主みずから先頭に立つて働く場合には、下男三、四人をかかえ高三〇石まで拡大することができる。他国にはそれ以上の大百姓もあるようであるが、この地域では山中のせまきところで、元百姓も小さく、手作はあい申さず、小作に出した方がとくであるというのである。手作高は普通の場合一五石が限度のようであり、別の記載においても「下男ハ式人と相定メ、手作ハ式三百刈迄ニ相定」とある。

栗野村の沢田与右衛門の経営としてあげている例は、小作に出した場合の小作米の高と、手作の場合の米の生産高を比較したもので左の通りである。

栗野村沢田与右衛門殿手作外る積るニハ

御高百四拾石有り
御年貢七拾石可入 但シ半納也

作徳米 三拾五石 是ハ高拾石ニ付徳米貳石五斗として、毎年拾四、五石も秋引不足共可有也

三口合 凡預口百貳拾石と可成也 凡三干刈可成内

千刈 手作ニ被成候、麦田、しる田入合凡四斗盛として

下男四、五人、下女二、三人 日雇ニ而田草とり

凡此預ケ四拾石与見ル

右旦那も無油断世話致候ハヽ、右男女之飯米与給銀与日雇賃程可有也、御年貢程ハ損なり、作取にてよき法也、男任せにして不作被成候故、漸米貳拾四、五石ニ成之由、相聞ヘ然ハ作取ニも不足なり

一四〇石の石高を幾人かの小作人に分割して小作に出すと、石高の半分にあたる七〇石の年貢と、三五石の地主作徳米、普通の作柄の年には秋引不足部分一五石を要せず、これを加えた五〇石が地主作徳米であり、年貢と地主作徳分を加えて一二〇石が小作料として入つてくる。したがつて、一四〇石の三分の一の四六石(千刈)の石高をこの場合も分割し小作に出すと、小作米は四〇石であるが、これを手作すると下男四、五人に下女二、三人を要し、田草取に日傭を入れ、経営主も一緒に働いて得る米は、下人の男女の飯米と給銀と日傭賃を回収できる程度であり、年貢米の回収ができず、また下人まかせに経営した場合は二四、五石しかあがらないと称している。ちなみに小作と手作の生産力を比較すれば、幾人かの小作に分割した場合年貢二三石と地主徳米一七石に、小作人の取得米二〇石とすると合計六〇石であり、反当一石三斗となる。しかるに手作の方は三七石の収穫米であるから反当八斗となり、反当で五斗ほど手作が劣つてゐることとなる。

このように地主手作經營は、下人一人をかかえ、手作高一五石程度が限界であつて、經營主が働きうる条件の

もとでせいぜい三〇石であり、四五石になると年貢部分だけマイナスとなつてゐる。

次に、地主手作の困難性はいかなる点に原因しているかを、この書からさぐつてみると、その第一は賦役労働の崩壊にともなう労働力の緊縛度のゆるみと共に「家内を方付、身上仕舞、子供ハ隣村へ奉公ニ罷出シ、又ハ撰州へ遣」わすと称してゐるように、他の地方への労働力の移動を可能にし、奉公人不足を生じ、^(往)労賃の高騰や非能力性が以下のように指摘されている。「下男も大勢かかへ自身も手おろして働くに、下男之働くハ大キニ劣り、飯米等ニハ不足を申、酒ものませてきげんハそれど、仕事ハ不出来候而、千両も作ル世話たやすき事にてわあらず」または「下人共ハ作場へ参りばくちを打、さかやきをそりなど致し、立毛も皆無毛付荒引之様成」と歎じてゐる。

(注) 丹波地方は宝暦・明和年間奉公人不足を生じてゐるのが一般的現象のようである。隣郡の多紀郡の篠山藩では宝暦初年左の記録を残している。

一、先年も百日稼都而他所稼之もの多く、一統差支別而高持百姓奉公人無く、難渋仕御田地疏略ニ罷成候様相成候」とあり、「百日稼や他所稼によつて奉公人不足し高持百姓難渋して粗放経営となつてゐるようであり、宝暦一年ににおいても「男女奉公人無之、村方作方茂手余り」と称し、他所奉公人を代官所が自領に呼返してゐる。

また南桑田郡保津村においても明和元年に次のような現象を生じてゐる。

近年奉公人無数男女給米相嵩ミ候、……然ル処高持と奉公人与直相対ニ仕候而者猥敷相成リ可申候間、奉公人相抱候高持と奉公人之人数等会所る相改、給米ハ定之通ニ而闕取ニ而相抱可申様相定候、其上若奉公人尚又心得違ニ而他所へ罷出候者引戻シ可申候

この村でも奉公不足で給米相嵩み、これを統制するため藩がのり出し、給米を定めてくじ取で雇傭し、その上奉公人他所へ

説
出ることがあれば引戻すと称している。

まことに他人労働の使役は、經營主にとって惱の種であることを察するが、このような奉公人の我儘や怠慢は、農業以外に雇傭の機会が出現したことによるものであり、これに対処して当家で奉公人の使役に次に示すような体制をとつてゐる。〔「耳孫教訓」第一卷〕

人を使ふ事我家にて耕作方ハ功者成男頭を定置耕作一まさきを任せ、其下を三人ソ、分ヶ壱組として、三人之内にて利根成ものを頭分と定、其頭分之内にて小頭を老人定置頭男心のたらざる所を氣を付、欠ル所を補助する役也、又頭男外ニ用事有時ハ頭男に替り勤むる也

また先進地域の綿作富農經營などでは、男女一日當の各作物別の作業ノルマを割出して、それを義務づけて作業計画をくみ、一人当の作割を出してゐる例をみると、⁽²⁾先進地ではかかる方法で雇傭労働を使役することがかなりあつたようで、天保年間大原幽学は関東においての農民指導に、関西での見聞によると称してこの方法を導入している。⁽³⁾

地主手作の困難の第二の原因是肥料の問題であり、「右之様ニ大作被成候而者、こへ根揃ヘ等行届キ不申歟、田ハ弥作り荒ニやせ結リ悪敷成」と称し、大經營によつて肥料がゆきとじかず、生産力が低下することを強調している。

2 地主手作經營の存在する理由

地主手作は労働力ないしは肥料の面から、一、三町歩の規模をもつて一応の限界としながら、それでも収益を無視した大規模な經營が現実には存在しているが、本書ではその存在の原因を探究し、同時に限界をこえざる規

模を保つためには、如何にすべきかという対策を二、三の例を引いて考察しているので、次にそれを紹介する。

(例一)

手前身上宜數年々田地買添大高ニ成候ニ付、年々手作之増候事あり、此時外る申候ニ者、其許様之義ハ近年大高ニ御成候故ニ、只今ハ御家来も多ク御抱被成御手作も多く被成候而、御繁昌日出度与申候也、手前ニ存候ニ茂程彼か被申候通也、高武百石も所持致し手作二千刈余も作ル百姓近所ニハ拙者外ニ無之と我身ニも自滿ニ存候もの也

尤大作ニ而損ニハ候へ共、大高ニ成故なれハ、此買添候田地之作徳を以而、此損つゝのふ故ニ我身上ハ慥可成と存候なり

右外の眼開キ見る人是を疇して可申候ニハ、拙者を旦那ニ致候ハ、買添候田地之作徳有らハ、是迄所持之田地預口高き所を引下ケゆるめ遣候ハ、高ハ増大く相成候とも手前大まかないにも不相成候而、身上堅く相成可申候ニ、高之増候程下人増候而大作致候時ハ、買添候田地之作徳を以手作大作リ之損ヲつくのい、又ハ身上大賄ひニ相成候所之ついへをつくのい候時者、大高ニ相成候而結句旦那ハ世話を求、渡世ニせわしく成り、安心致ス事も無く、精出勤めて又徳もなく、せわしき程之損なるへき事

高の集中と共に手作が増加することがあり、他人からその繁昌振をほめそやされるが、自分も高一〇〇石を所持し、うち四〇石をこえる地を手作しており、大作によつて損をしているが、買添えた田地の小作料をもつて、その損をつぶなつており、身上には影響を及ぼしてはいない。

しかし、それはおろかなことである。買添の田地の小作料があるならば、従来有した田地の小作地の小作料の高い所を引下げゆるめたならば、返地もなく、高の増大と共に手作の増大することを防ぐことができる。高の増大と共に下人を増して大作し、その損を買添田地の小作料をもつて償うということは、ただ渡世にせわしく、精出しつとめて収益もなく、せわしいだけ損であるといふのである。

(例一)

高百石ニおよひ所持致候百姓強氣を思ひ立、下人大勢抱置預ヶ口も取上可申と思ひ立候ハ、一先ハ作徳も取増可申算用ニ候へども、又下百姓難儀ガリ候而年々一ヶ所づゝしぜんに田地を返し候故、おのづから下人増抱可申様ニ相成可申也、此給銀之損又ハ家内大まかないニ成候故、此入用等を右取上候作徳米を以補候様ニ相成可申候間、左様ニ相成候而者地本身上之助成ニも不成、下百姓ハ次第ニ手せわニ成詰リ迷惑致し痛む也、地元ニハ下男増損有事品多ク而不靜左様ニ相成候而ハ作人ハ家業ニ離レ地本ハ徳も無くて可損也

右之様ニ下人増候而、給銀程之損与家内大まかないニ成候費とを、下作へまけ丁簡取はからひ候ハ、下作人茂相続致候故、地本之為後之為ニ成ベし

高一〇〇石を有する百姓、強氣を思い立ち、下人を多くかえ、下作料もつり上げて収益を増加せんとしたが、小作人難儀がつて年々小作地を返したので、下人をさらに増し手作を拡大したが、収支償わず小作收入によつてそれをカバーすることとなつたが、下人の増加した分の給銀や家内大まかないになつた分だけ下作料をまけたならば地主・小作共に助かると称している。この例は小作料引上げによつて手作地が増大した例である。

(例二)

又頃にも銀米沢山ニ而大高所持被成候御方手作千刈余も大作被成候が、基本尋候へハ預ヶ口下ヶ候而ハ、又上げ被申間敷由ニ而、預ヶ口御下ヶ不被成、下作取立も御了簡少ク候故ノ事也、此主人も銀米沢山ニ有候故に買込ノ米直段上リ候徳又貸銀之利

ニ而身上者沢山ニ晦可続候間、手作之損位は事共不思召候也、是を我器量之様ニ思召様ニ被存候事

右之様ニ大作被成候而者、こへ根摺ヘ等行届キ不申歟、田ハ弥作り荒ニやせ結リ悪敷成故作人も弥作不申なり、左様之次第二成下リテハ手作が年々増之義理也、私存候二者左様之次第三不成様ニ前ニ心得候て、手作少ク作付こへ根摺ヘ能致、田地も肥し候而高ひくも田に無様引置手作に成し、其跡ハ作人望ミて作りし様ニ心懸なば可然にや

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

ある富有者は、銀米多く有し、大高を所持して手作も四、五〇石をしているが、その原因は、小作料を一度引下げるに、次に上げることが困難となるので、絶対に下げるにせず、その取立も厳しくしたので手作が拡大した。手作の損失の償は、買込の米の値段上りの収入と貸銀の利によつている。

この富有者はこれを自分の器量のように思つてゐるが、大作のために肥料もゆきとどかず、田地はやせ劣り、作人はいよいよつかず、ますます手作地が増加するばかりである。自分が思うには手作を少なくして肥料を十分にやり、田地をこやして地力を均一化しておけば、小作を望む者も出現するというのである。

結論として、下男は一人と定め、手作は一五石前後とし、小作料も引下げ、ほどよく取計い、若しも小作人經濟的によわり、病難や大勢の家族をかかえ困る時は、慈悲の心をもつて合力なし、身上取立て、田地を小作人の方から返さぬように取はからい、ふらち者一人位は見せしめのために土地を取返してもよいが、二人とは取返しあはならぬ。このようにして若しも小作収入が減少し不勝手になつたならば、自分の家内をつましやかにすれば渡世も平安で、諸事に氣のはることもなく、小作人のためにも良く、第一彼らは村の宝であり、我身も安心して日々を続けることができると称し、返地による手作規模の拡大をいましめている。原文は次の通りである。

下男ハ式人と相定メ、手作ハ式、三百刈迄ニ相定、預口をも引下ケ秋引後之了簡もゆるく、程よく取り計ひ、若下百姓内証よわり病難又ハ大勢之子供ニ喰たきされ候時者、慈悲心を以合力致、願わくハ身上取立て候而、田地を作人之る返不申程ニ取り斗らひ、手作者作人數十之内ニ而大不埒之者老人ハ見せしめのためニ取返シ候共、二人与ハ取返し申間敷也、左様ニ致し候而、若作徳ヘリ不勝手ニも候ハ、手前之家内をつゝましやかに致し暮候ハ、渡世も心静ニして諸事氣のはる事もなく、下百姓のためニもし、寔に其村之宝共なり、我身も又安心致して可続也

- (1) かかる下人の非能力性に關し『民間省要』においても「而も頃日の高直成ト奉公人に限り、不斷ひたひにかゝる髪を撫で、肥炭のむき業は譲り合、足踏むことも略し、田畠を耕す事もうはの空なり、家業不鍛練の主人は、かゝる所へ氣を不レ付、下人任せにいたし置くにより、こやし費へ耕作疎かにして身帶を失ふ事多し。」(日本經濟大典第五卷一〇一ページ)と述べてゐる。
- (2) 前掲『拙著』四二一四四ページ。
- (3) 中井信彦『大原幽学』一四〇一一五一ページ。

四 小 作 関 係 ——小作人の育成——

地主手作經營の手作面についての考え方は以上の通りであり、要は適性規模を厳正に保持し、その規模の拡大を防止するためには小作人からの返地のなきよう、小作人対策が重要であるというのである。手作面に小作関係が密接な関連をもつと考えているが、さらに彼が地主として小作面に対し積極的にいかなる考慮を払つていたかを明らかにしよう。

まず第一に小作人に対する根本の考え方は次の史料にあらわれてゐる。

- 一、末百姓のつよく候様ニ可得心事、春ニ至飲料米并もミ種又ハ麦等をかし候共、先ニ添与存候様了簡能取立可申事、末百姓よわり候ヘハ自然与立毛も不作して、秋引等も多ク乞イ、其上不足ニ罷成是を乞立候ヘバ、明々年ニ者田を返し、百姓やせ而田地ハ余リ、預ケ口下候也、此時地主之損ニせるるぞ
- 一、子孫繁昌有度思わば、末百姓をこやし置べし、末百姓強く相成候ヘハ、田地之作徳も自然ニよく上り申也、其上ニ而も若子孫田地を売候とも、直段よく、一ヶ所賣候而も貧乏のにつきに成べき也

小作人をつねに強くするように心掛けた助成を怠らず、若しも小作人がよわつたならば立毛も不作し、秋引な

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

ども多く乞い、さらには返地などおこり、百姓やせて田地は余り、下作料が低下して地主の損となる。地主の子孫繁昌をねがうならば、小作人をこやし、小作人強くなれば田地の作徳も上り、地価も上昇し、若し子孫田地を売払う時にも値段よく売れると称し、小作人に一定の生産力的基礎を与えておくことを強調している。

彼はこのように考えたが、当時の他の地主はどうであつたかを次の通り明きらかにしている。

世にある手前宜敷親百姓之身持を見るニ左ニあらず、其村方を相助け候様子ハ少茂無之、只我を助けて村方をせめそこのふ様子ニ而、小百姓を難からし銀米を貯置て我思ふまゝに利をかけ高直ニ吸取り候也、然ル故人々申候者小百姓ハ大百姓を肥し候者也と申、寔ニ是ハ大キニ相違可成事かな、大百姓る下ヲ百姓恵ミ慈悲を厚く行候而、大百姓ハ小百姓之肥ニなりと人々申様ニ致度事かな

世にある富なる親百姓の身持をみると、その村民を助ける様子は少しもなく、我を助けて村民をせめ、小百姓を取からし、銀米を貸おいて思うままで高利をむさぼる故に、人これを称してで小百姓は大百姓のこやしなりと、まことにこれは道をあやまつてゐる。大百姓は小百姓を恵み、慈悲をあつくし、大百姓は小百姓のこえなりと、人々が称するようでなければならぬ。

このように彼の小作人に対する常人と異なる配慮は、次の史料にあらわれてゐる精神から発せられたものである。

一、此方之田地を作り精出候而、彼が渡世可致者ニ候間、則抱賣候下人同前之者也、然上者此方之家督也、又ハ我が家中之様成者也、故ニ懇ニ可致筈也

一、此方共之今日を安樂に暮すハ、作人之精出シ作りくれ候ゆへに可成故ニ、世渡之事ハ相すきニ而候間、相生相ごくの理な

れば、彼をいやしきと下しむへき訳も無歟

すなわち、小作人は我々の田地を耕作し、彼が渡世致すべきものであるから、我々が抱えている下人同前であり、かかる上は我々の財産であり、または我が家族のようなものであるから、懇にすべきものである。我々地主が安樂に暮すことができるのは、小作人が精出し耕作する故であり、我々と相互依存の関係にあり、彼らをいやしきと下げいやしむべきでないであろう。

地主は小作人から恒常に一定の小作料納入を期待するため、小作人に経済力をつけておく必要があり、「末百姓のつよく候様ニ可得心事」と称しており、そのためには地主がつねに慈悲がなければならぬと強調し、さらには彼は小作人は財産であり、地主は小作人あってはじめて存在するものであり、小作人を下いやしむべきでないといましめている。

次に彼のかかる考え方を、小作関係の中でいかに具体化しようとしたかを追及するためには、はじめに毛見を検討してみよう。

一、秋毛見願ニ來候時分、隨分〜快く懇ニして、此方之威を少も不出先々底心をよく聞届ケ、兎も角もして先刈取らせ後ニも先之願ニ通ニ隨分まけ、跡ニ不足の不殘様ニア簡可致事也、作人不得心之分を押て延し置候而も、又可取時節なく済ぬ義也

一、下作人春る作り立強くまけを願候共、立毛上げ候へなど申事ハかりにもきよにもそら事ニも不申事なり、若此方之よわきを見すかして、下作人畠を上度由申候事共、此方ニ腹不立がよし、たとへ先が無理ニ候とも何分立毛ハ取上不申事也
一、預ヶ口壱石之内ニ面、武斗、三斗迄之まけハ堵忍可致事

秋の毛見願を申出たならば、その底心をよく聞きとどけ、先刈取らせ、後にも先の願の通りに免じ、跡に不足の残らぬようにし、作人不得心の分を押て延しても、取るべき機会がない。また下作人が田を返すと称しても腹を立てず、たとえ小作が無理であつても立毛を取上ではならぬし、小作料一石のうち二、三斗までは堪忍すべきであると称している。

次に「麦毛取間敷」として下作米不足として、その代りに麦を取つてはならぬと次の通り称している。

下作米不足致候とも仕付置候麦ハ必ニ取間敷事也、其訳ハ貧家之事ニ候ヘバ麦種さえ無之而、漸々米と引替て来年五月ノ農料ニ致との顧心ニ而、思をこめて蒔置也、（中略）下作人蒔置麦を渡してハ、明ル五月に飢べし、爰を知りて仁心を恵ミ麦ハ取間敷事、氣強に思ふて麦取とも、不足米ニハあたわぬ也、此麦不取と地本ハ立が、麦を取りし作人ハ飢へ同前ニ難儀せし故、恨をつみていつ迄もふかくわするゝ事も無く、時節あらんとは云、此あだ子孫ニ残る故、後にわざわい来ルべし、

小作米不足として麦をとつてはならない。小作人は貧しいから麦種さえなく、米と引替えて来春の農料のために思をこめて蒔いたものであり、これを取つて来春飢えることとなり、氣強に思うて麦を取つても、不足米を充足できぬばかりでなく、この麦を取らなくとも地主は立つが、小作人は飢え同然となり、この恨を長く忘ることもなく、後のわざわいになるといましめている。

次に「秋下作米相納候時分之事」として、小作料納入のあしらい方をみると次の通りである。

一、下作米多四、五石も作候而、先式石計リ米出来候而幾度ニも斗リ候共、其度毎ニ茶漬又ハ酒ニ而茂出シ可申事
一、米之吟味者よわくし、升も強無之様可致也、米壹石も計ル内ニ而、五、六合も斗込欠立候とも、致了簡不苦候と申而、此

方之米たし可申事

但三、四合も有之候ハ、五合ニ受取、五、六合有之候ハ、壱升ニ可受取也

一、不足米有之候共、先キぞんよく致、右之通りニ茶漬食酒ニ而懇ニあしらい不足吟味ハ跡ニ而可致也

一、作人と地主とハ水魚之如く可有善ニ、是懇にも無之時者疏遠ニ而義理と信とを欠失ひ候也、作人の義理と信とを失ひ候ヘハ、地本も又難立也

一、新升ニ而下作取申間敷候事

一、米過半高直之年ハ、烟け年貢ハ難納者也、是米之高直だけハまけ遣候而、直段下直ニ取立可申候之事

下作米四、五石も作り、幾度にもはかりても、その度毎に茶漬または酒を出し、米の吟味はよわくし、柵も強きなきようにはいたし、米一石に対し五、六合欠けても、それを追及せず、此方の米をたして済ませることとする。不足米があつても食事を済ませ不足吟味はあとにまわし、作人と地主は水魚の如き筈であるから、懇ならざるとときは疎遠となり、義理と信とを欠き、小作人がそれを失えば、地主が立がたくなる。

新樹で小作料を取つてはならず、米高値の年は、畑小作料は納め難きものであるから、米の高値分だけは免じて、値段下値に取立てることとする。

次に小作人への助成の心掛けを説いている。はじめに小作人への牛の追銀をみると次の通りである。

一、小百姓之持牛替候時分、此追銀と申者ハ出所無之而、銀子ヲかし先かへ候とも返済しにくき物也、其上病イ牛、きづ物などに替合候而損もあり、二年に三度も替候ハ、此追銀に身上を潰し、又ハ壱反有麦田ヲ質にして銀借候而、ついには是を元とし田地者売放し候物なり

一、又此方ニ手作を致候ヘハ牛持候也、年々ニ銀拾四、五匁、武拾匁程つゝハ毎年ヘリ申者なり、右を思ふて牛之追銀をかし

候共、利ハ取ぬがよし、利銀として相立候とも、元銀なしの心ニ而、五年程も利立致し候ハ、済可遣候也。

小百姓の持牛を変える時に、馬喰に自分の払下げの牛の価格と、求めんとする牛の価格の差額を「追銀」として支払うのであるが、その出所がなく、地主に借りるのである。求めた牛が病牛やさず牛であることもあります、二年に三度もかえるとの追銀に身上をつぶし、田地を手放すことになる。

手作に牛を持つに、一年に一五匁から二〇匁も減却することとなるから、これを思うに牛の追銀を借した場合は利息を取らぬこと。さらに、小作人の家普請については次の通りである。

下作人等普請など致候ハ、助がや壱荷又ハ壱駄ニ酒壱升又ハ武升ニ而茂遣シ、其後又家見与申見合ニ遣シ、又其上ニも願わくハ地本之身上も能候而、銀米等貸候程之身上ニ候ハ、貸米之内ニ而茂、米壱、武斗も合力いたし、猶事かましく目立不申様ニ遣候ハ、猶可尤也

漸クハ預口壱石代作ル百姓ニベ米壱斗積り遣シ、其上ニも米貸候ハ、利なしと致遣度者也

小作人が家普請をした折は、その助けのため、かや壱荷あるいは壱駄に酒一、二升をつかわし、その上地主の身上よろしければ、貸米のうちにも米一、二斗を合力いたし、その上にも米貸したならば利子をとつてはいけないと称している。さらに細かな助成に心をくばつているが、それを列挙すると次の通りである。

一、五月根付之事ハ百姓大切之事也、誠之外我下作人ハ日二夜をつゞて精を出し働時分也、此世話を先キヘ預置候事故、地本も心を添下作人之心労を可察事、然ル故ニ五月中をも過、麦田播へ時分さなばり又半夏生迄之内酒買ニ來候時分下作之人々江心添酒可遣也（下署）

一、米麦根付飯米ニ貸候時分利取間敷事、元来穀種、飯米等借り、此利迄致候而ハ下作人あい不申事也（下署）

一、牛も労る時分なれハ、麦ぬかニ而も遣度もの也

一、菜なべ買置候而心よくかし可

(下署)

一。若作人心外之難にあい、地本へ損懸とも必是ハかし損ニいたし急度取立申間敷事

五月根付は百姓の大切なことであり、誠に我下作人は日夜に精出し、地主は下作人の心労を察し、五月中旬より半夏生のうち酒買に来たならば下作人には、酒をつかわすこと。米麦の根付飯米を貸したならば利子をとつてはいけないし、牛もつかれる時であるから麦ぬかを与えるよと称している。

道具類を買置いて心よく小作人にかし、また小作人が心外の災難にあい地主に損をかけたならば、かし損にいたしこれを取立ててはいけないというのである。

あとがき

幕末の大坂周辺などの綿作地に存在した富農と、中間地域ないしは後進地域の地主自作とは、同じく他人労働をもつて農業經營を営み、所有地の拡大と共に小作専營化し、きわめて類似した形態を示すために、従来両者が同一視されるきらいがあつたが、筆者はこれを異質のものと考えてきた。⁽¹⁾

すなわち、土屋喬雄氏は先進地から後進地において、幕末から明治へかけて分布していた耕作地主を「一種の富農經營、近代的經營の萌芽的なもの」⁽²⁾として、一様にそのブルジョア性をみとめており、また最近でも大坂周辺の富農經營に対し、森杉夫氏は「地主手作經營」の名を冠している。⁽³⁾ところで、先進地の富農經營は、江戸前期から存在する地主手作經營の残存、もしくは形態変化したものでなく、自給經濟と人身の年期売的質券労働に

ある「地主手作」経営者の土地管理の見解（岡）

支えられた地主手作経営の解消の後に、商品生産の展開を背景として、小農の経営拡大によつて成立したもので、その労働力は年期奉公あるいは日傭であり、地主手作経営とは存立の基盤と次元を異にするものである。

また富農経営は、一方で地主化の過程をたどりながら、農業経営の面では経済変動に対処し経営改善につとめ、ある程度それが報いられたが、⁽⁴⁾地主手作の場合は経営改善の余地がせまく、農業経営者としての努力はみられず、小作人の自立が危ぶまれるほどの生産力水準の地域でも、それを克服して地主化せんとする姿をみる。「田地支配要記」はそれを雄弁に物語つてゐる。

- (1) 摂著『近世農業経営の展開』一三二一一四〇ページ。
- (2) 土屋喬雄『日本資本主義史論集』一九ページ。
- (3) 森杉夫「幕末維新时期の地主手作経営」布施市史研究紀要第一七号（布施市役所発行）
- (4) 前掲【摂著】二四一四八ページ。